

この要領は、「大分大学オープンアクセス方針」（令和4年1月19日教育研究評議会決定）の実施に必要な事項を定めるものです。

**（趣旨）**

1 大分大学（以下「本学」という。）は、大分大学憲章に基づき、創造的な研究活動によって得られた教育・研究・医療の成果を大分の地から世界へ発信し、地域社会と国際社会の発展に貢献するとともに、情報を積極的に公開し、社会に対する説明責任を果たすために、オープンアクセスに関する方針を定める。

- (1) この方針は、本学の教職員による自発的な研究成果発信を促すための大学組織全体による意思表示です。
- (2) オープンアクセスは、著者にとっても以下のようなメリットがあると考えられます。
  - ア インターネット上で全世界の人々に無料で論文を読んでもらうことができます。
  - イ 論文が引用される可能性が高くなります。
  - ウ 研究成果を社会に還元し、活用を促進することにつながります。
  - エ 自分の論文をいつでも確認することができます。
  - オ 科研費実績報告書に記載する雑誌論文のオープンアクセス欄にチェックが可能になります。
- (3) オープンアクセスの手段としては、以下の2種類があります。
  - ア グリーン・オープンアクセス  
機関リポジトリに登録する、または著者自らが開設するウェブサイト等で出版社版や著者最終稿等を公開する方法です。登録に当たって著者に費用負担はありませんが、出版社による制限や条件が課される場合があります。
  - イ ゴールド・オープンアクセス  
出版社ウェブサイトでオープンアクセスにする方法です。多くの場合、著者は APC (Article Processing Charge) と呼ばれる費用を負担します。

**（研究成果の公開）**

2 本学は、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された本学の教職員（以下「教職員」という。）の研究成果（以下「研究成果」という。）を、次の各号に掲げるいずれかの方法により可能な限り広く無償で公開する。

- (1) 大分大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）への登録
- (2) その他当該研究成果の作成者が必要と認める方法

- (1) この方針は、大分大学学術情報リポジトリに研究成果を登録することにより、グリーン・オープンアクセスを実現することを目指します。ただし、教職員が希望する場合には、オープンアクセス誌への投稿による公開や、当該研究成果の作成者（本人以外の共著者等）が所属する機関のリポジトリでの公開を選択することも認めます。
- (2) この方針の対象とする教職員は、「国立大学法人大分大学教育職員規程」第2条第1項に定める教授、准教授、講師（常時勤務の者に限る。）、助教及び助手並びに「国立大学法人大分大学法人規則」第4条第2項第3号に規定する技術職員とします。なお、これ以外の者であっても、自発的な公開を推奨します。
- (3) この方針によりリポジトリに登録する研究成果は、出版社、学協会、学内部局等が発行した学術雑誌等に掲載された学術論文、総説、予稿等の学術情報です。なお、これ以外の研究成果であっても、自発的な公開を推奨します。
- (4) 著作権については、研究成果を大分大学学術情報リポジトリで公開することによって著作権の所在が変わることは、ありません。著作権者の元に留保されます。

(研究成果の提供)

3 教職員は、研究成果をリポジトリで公開することを選択した場合は、共著者の同意を得た上で、リポジトリによる公開が可能な著者最終稿等の適切な版をできる限り速やかに本学に無償で提供する。

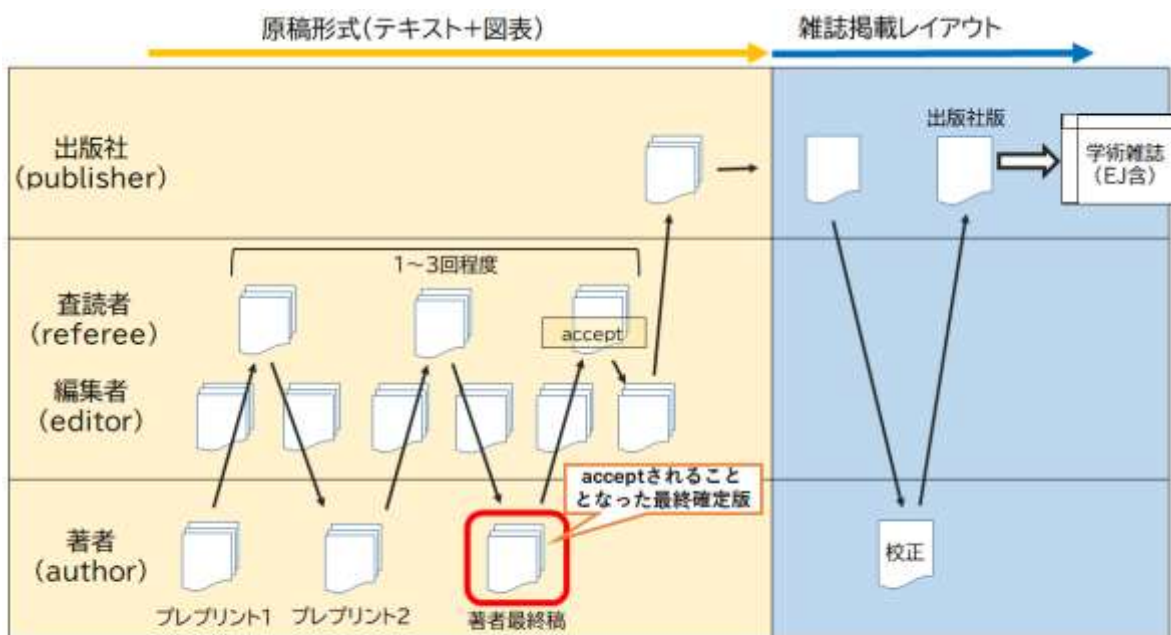
(1) オープンアクセスの方法として、本学のリポジトリでの公開を行う場合は、メールの本文でリポジトリへの登録の意思を示し、公開可能な版（原則として著者最終稿）を添付の上、学術情報拠点に提供してください。電子ファイルがない場合は、紙媒体の研究成果を提出してください。学術情報拠点で電子ファイル化の上、リポジトリに登録します。電子ファイル又は紙媒体に以下のような情報が含まれていない場合は、併せてお知らせください。

- ・掲載雑誌名・巻号
- ・掲載論文等の DOI（デジタルオブジェクト識別子）
- ・その他特筆すべき事項

【研究成果の提出先】

大分大学 研究推進部 学術情報課 図書企画係  
seiri@oita-u.ac.jp

図1 投稿から雑誌掲載までの論文の版変遷



参考:北海道大学附属図書館作成資料

(2) 提供された研究成果について、リポジトリでの公開可否や公開禁止期間等のポリシー確認作業は、学術情報拠点が行います。なお、論文投稿時に取り交わす著作権譲渡書（Copyright Transfer Form）の写が添付されると、確認作業をスムーズに行うことができますので協力ください。

(3) 公開禁止期間が設定されている場合は、公開禁止期間後にリポジトリで公開します。

表1 論文の版別のリポジトリ登録の可否 (例)

出版社 \ 版	プレプリント (pre-print)	著者最終稿 (post-print)	出版社版 (publisher's version)
Elsevier	公開可	公開可 公開禁止期間：半年～3年	公開不可 (ただし, 学位論文の一部又は全部である場合は公開可)
Springer	公開可	公開可 公開禁止期間：1年	公開不可
Nature	公開可	公開可 公開禁止期間：半年	公開不可
Oxford University Press	公開可	公開可 公開禁止期間：半年～2年	公開不可
American Chemical Society	公開可	公開可 公開禁止期間：1年	公開不可
Wiley	公開可	公開可 公開禁止期間：1年～2年	公開不可

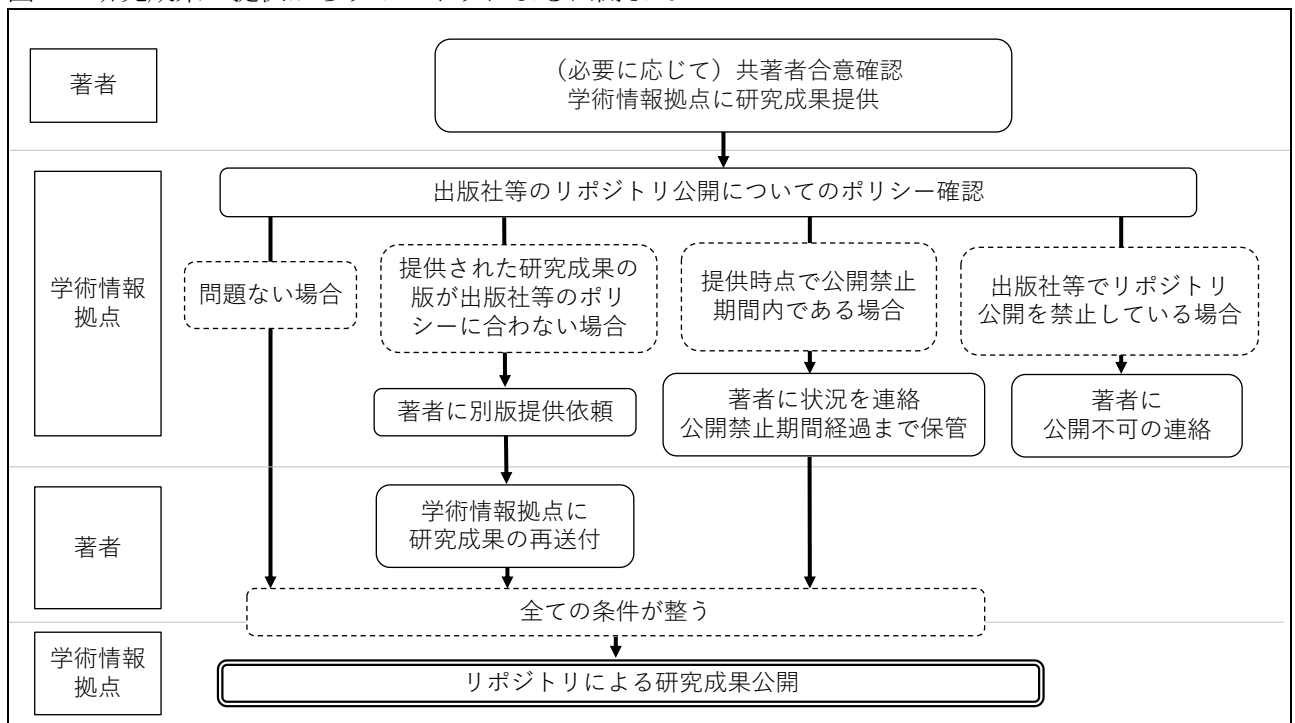
令和4年(2022年)3月4日現在の状況

(4) リポジトリ登録は、著者の研究成果の提供から始まるのが原則ですが、学内部局等が発行する学術雑誌等(紀要等)に掲載された研究成果のうち、発行元と学術情報拠点との申合せにより、リポジトリに登録することをあらかじめ認められた研究成果については、提供がなくても学術情報拠点において随時登録します(著者と各編集委員会等との個別交渉に基づき、ウェブ公開対象外となったものを除く)。

これに該当する学内部局等が発行する学術雑誌等(紀要等)は、下記のURLに掲載しています。このほかにリポジトリ登録できる学術雑誌等があればお知らせください。

[https://opac.lib.oita-u.ac.jp/?page\\_id=211](https://opac.lib.oita-u.ac.jp/?page_id=211)

図2 研究成果の提供からリポジトリによる公開までのフロー



(適用の例外)

4 本学は、著作権の管理その他やむを得ない理由により、リポジトリによる研究成果の公開が不適切である旨の申出が教職員からあった場合は、当該研究成果を公開しない。

- (1) 研究成果を非公開とする判断は、教職員が行います。やむを得ない理由に該当するか不明な場合は、学術情報拠点に相談してください。
- (2) 著作権の管理その他やむを得ない理由として想定される理由は、以下のとおりです。
  - ア 著作権を出版社に譲渡しており、著者最終稿を含むあらゆる版の公開が許諾されない場合
  - イ 公開に当たり、新たな費用が発生する場合
  - ウ 共著者の合意が得られない場合
  - エ 研究成果に個人情報やプライバシーに関する内容が含まれ、インターネット上での公開が不適切な場合

(適用の不遡及)

5 この方針の施行前に出版された研究成果及びこの方針の施行前にこの方針と相反する契約を締結した研究成果については、この方針は適用しない。

- (1) この方針が施行された令和4年1月19日より前に発表された研究成果については、この方針を遡っての適用は行いません。ただし、この方針施行以前の研究成果についても、自発的な公開を推奨します。

(リポジトリの運用)

6 リポジトリの運用については、大分大学学術情報リポジトリ運用方針（平成20年2月5日制定）に基づき取り扱う。

- (1) 「大分大学学術情報リポジトリ運用方針」を以下に掲載しています。  
[https://www.lib.oita-u.ac.jp/lib\\_i/ir/unneihoshin.pdf](https://www.lib.oita-u.ac.jp/lib_i/ir/unneihoshin.pdf)

(その他)

7 この方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、別に定める。

- (1) 学術情報拠点は、必要に応じて、学内関連部署や出版社等と調整をします。

【本件照会先】

大分大学 研究推進部 学術情報課 図書企画係  
seiri@oita-u.ac.jp